別表六の二（三）付表一　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第１項から第３項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同法第68条の９の２第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「各連結法人における試験研究費の額　⑴」の欄は、試験研究費の額に租税特別措置法第68条の14第６項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び震災特例法第25条の５第１項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、租税特別措置法施行令第39条の44第３項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）又は第27条の10第４項（国家戦略特別区域における機械等の特別償却等）に規定する特別償却実施額及び震災特例法施行令第22条の５第１項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）又は第17条の５第３項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額の合計額を同欄の上段に内書として記載すること。

別表六の二㈢付表二を削る。

別表六の二㈢付表三の記載要領中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第２項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の９第３項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を削り、同表を別表六の二㈢付表二とする。

別表六の二㈢付表四及び別表六の二㈢付表五を削る。

別表六の二㈣の表を次のように改める。